



行為」の累積規定である。なお、累積規定は義務規定ではないので、輸出国において自国の原産材料及び自国での生産行為のみでは産品に原産性が与えられない場合に当該産品を「救済」する規定に他ならない。それでは、「救済」されるコンテンツは何であろうか。「部分累積」においては、非原産材料に含まれる原産部分の中の材料だけが救済され、「完全累積」においては、非原産材料に含まれる原産部分のすべて(材料及び原産要件とされる生産行為)が救済されるのである。ただし、その立証が求められることは言うまでもない。

混同してはならないこととして、「国原産」を採用する規則は、二国間協定のみならず複数国を締約国とする EPA・FTA においても存在するということである。例えば、アセアンの物品貿易協定(ATIGA)、日アセアン CEP がこの典型的な例である。自国での生産に複数の他の締約国の材料を使用した場合には、自国と他の複数の締約国との「モノ」の移動を国ごとにそれぞれ切り分けて累積規定の適用を繰り返し、最後に合算することになる。したがって、図示すればハブ(自国)とスポーク(他の締約国)の直線の集合体の関係となる。

一方、「地域原産」を採用する規則においては、当該地域(全締約国)を一単位として原産性判断を行うことになる。例示するならば、地域原産を採用する EPA の締約国をガット第24条に整合的な(EUのような)関税同盟とみなして、関税同盟の一構成国から産品を域外に輸出する場合に行う原産性判断方法と言えよう。したがって、累積規定を非原産要素の「救済規定」と整理するならば、地域原産の概念の下では累積は存在しないことになる。何故ならば、自国以外の当該地域で生産された産品又は行われた行為を「本来であれば非原産の産品、原産資格を与えない行為となるものを救済し、原産扱いする」のではなく、自国ではなく「地域として」原産性判断を行うためである。図示すれば、全締約国を「面」として取り扱い、自国と各締約国を結ぶハブ・スポークの関係のみならず、他の締約国同士のスポーク・スポークの関係であっても原産性判断に活用できることになる。

それでは、地域原産を採用する EPA・FTA の原産地規則に、なぜ「累積規定」が存在するのであろうか。筆者の個人的な理解ではあるが、EPA・FTA の交渉は、通常、自国で直近に締結された規則をモデルとして互いに提案しあい、両論併記の統合テキストを作成し、最終的にシングル・テキストに完結させる方法を採用する。したがって、既存テキストの累積規定をそのまま残した上で新たな概念を作り上げることは不可能ではなく、特に、(途上国の)原産地規則

を専門としない交渉官にとっては国内説得が容易になるとのメリットもあり、累積規定を「確認規定」であると整理して合意に至っているということではないだろうか。

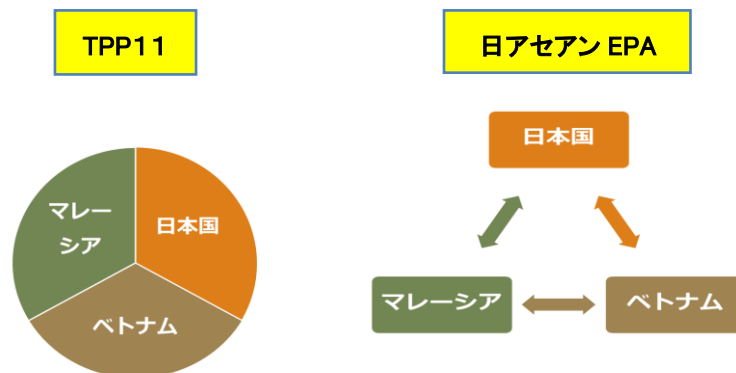
### 要点整理 1

	完全累積	部分累積
国原産	モノと生産行為を累積	モノを累積
地域原産	地域を一単位として原産性判断	

これまでの説明で使用した地域原産と完全累積との位置取りを、両者が直接には関連し合わない形で図示したもの。

### 要点整理 2

#### 原産性基準と累積規定との関係



**地域原産** 「TPP11の原産品」  
(「日本国原産品」は在りえない)

**国原産** 「締約国の原産品」  
(「日アセアン原産品」は在りえない)

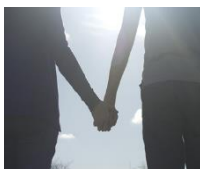
### 要点整理 3

#### 完全累積と部分累積との関係



#### 部分累積：モノの累積

『私のものは、私のもの。あなたのもものも、私のもの。あなたがしたことは、私には関係ありません。』(10年目の夫婦)



#### 完全累積：モノと生産行為の累積

『私のものは、わたし達のもの。あなたのもものも、わたし達のもの。私がしたことも、あなたがしたことも、わたし達がしたことになりましたね。♡♡♡』(新婚さん)

**(部分累積:翻訳)** 「自国の原産品は自国の原産品。相手国の原産品も自国の原産品。相手国の生産行為は考慮しない。」

**(完全累積:翻訳)** 「自国の原産品は域内原産品。相手国の原産品も域内原産品。自国の生産行為も、相手国の生産行為も、域内の生産行為として考慮する。」

#### 要点整理 4

##### 既存・署名済み EPA の累積制度を整理すると

	二国間の累積 「国原産」をベース	地域単位で原産性判断 「地域原産」をベース
部分累積 (モノの累積)	タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ブルネイ、ベトナム、ASEAN(*)、チリ、インド、スイス	—
完全累積 (モノと生産行為の累積)	シンガポール、ペルー、豪州、モンゴル、日EU(**)	メキシコ、TPP11(**)

\* 日ASEAN協定は、国ベースで原産品となったモノのみを累積。日本国及びASEAN構成国を締約国とする地域協定であるが、累積は「面」としての日・アセアン領域ではなく、輸出国と他の締約国との間の「線」を集めたものとして理解すべき。

\*\* TPP11、日EU・EPAは、2018年11月現在、未発効。

#### 要点整理 5

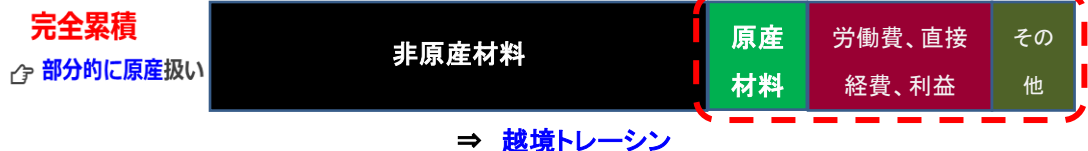
##### 累積規定によって救済される原産部分

【我が国の生産において累積対象国(マレーシア)の**原産品**を使用】

**完全累積・部分累積** ⇒ **越境ロールアップ**



【我が国の生産において累積対象国(マレーシア)の**非原産品**を使用】



## 要点整理 6

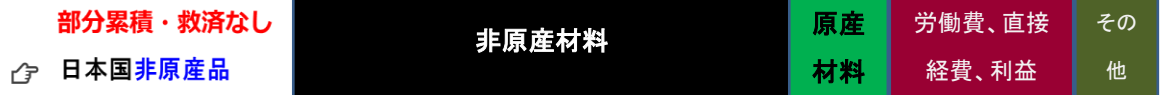
### 部分累積を付加価値基準に限って救済する規定

日マレーシアEPA第29条第2項、日フィリピンEPA第30条第2項、日ブルネイEPA第25条第2項、日インドネシアEPA第30条第2項 EPA相手国の非原産品を付加価値計算においてロールダウンさせずに、トレーシングにより、計算式における非原産材料への算入を生産工程の上流段階での本来の非原産材料に限定し、原産材料及び生産過程での内国付加価値を救済する措置。

【我が国の生産において累積対象国の**原産品**を使用】



【我が国の生産において累積対象国の**非原産品**を使用】



日マレーシア協定第29条(累積)第2項

『2. 産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国の領域において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される**非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる**。ただし、これにより、当該産品が前条1(c)の規定に従って当該締約国の原産品となることを条件とする。』

## 要点整理 7

### 付加価値基準における累積規定・救済規定適用に係る総括表

	二国間の累積 「国原産」をベース	地域単位で原産性判断 「地域原産」をベース
<b>部分累積</b> (モノの累積)		
<b>救済規定なし</b> 対象国のモノのみ累積	タイ、ベトナム、ASEAN(*)、チリ、インド、スイス	—
<b>救済規定あり</b> 対象国のモノと原産部分を累積 ただし、付加価値基準のみ適用	フィリピン、マレーシア、インドネシア、ブルネイ	—
<b>完全累積</b> (モノと生産行為の累積) 全対象国のモノと原産部分を累積 他の基準にも生産行為の累積を適用	シンガポール、ペルー、豪州、モンゴル、日EU(**)	メキシコ、TPP11(**)

\* 日ASEAN協定は、国ベースで原産品となったモノのみを累積。

\*\* TPP11、日EU・EPAは、2018年11月現在、未発効。

## 要点整理 8

### 「国原産」をベースにした完全累積の規定振り

**ペルー型:** 第43条(累積) ⇒ **日モンゴル**第3.5条(累積)もほぼ同じ規定

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たっては、一方の締約国は、次のことを行うことができる。ただし、当該産品の後の生産工程が輸出国である一方の締約国において行われ、かつ、当該生産工程が前条に規定する作業(原産資格を与えない作業)を超える水準のものである場合に限る。

- (a) 一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される**他方の締約国の原産品を一方の締約国の原産材料とみなす**こと。
- (b) **他方の締約国において行われた生産を一方の締約国において行われた生産とみなす**こと。
- (c) 当該産品が非原産材料を使用して生産される産品であるときに、一方の締約国又は他方の締約国において一又は二以上の生産者により行われる異なる段階における生産を考慮すること。

**日 EU 型:** 第3.5条(累積)

1. **一方の締約国の原産品とされる産品は、他方の締約国において他の産品を生産するための材料として使用される場合には、他方の締約国の原産品とみなす。**
2. **一方の締約国において非原産材料について行われた生産は、産品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮することができる。**
3. 1及び2の規定は、他方の締約国において行われた生産が前条1(a) から(q) までに規定する一又は二以上の工程の水準(十分な変更とはみなされない作業又は加工)を超えない場合には、適用しない。 (第4項、第5項は手続的規定のため、省略)

**日豪型:** 第3.2条(原産品)

- (c) 一又は二以上の生産者によって**一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として**第3.4条(非原産材料を使用して生産される産品)の**要件を満たす産品**であって、当該産品の生産の最終工程(第3.7条に規定する作業(原産資格を与えない作業)を除く。)が輸出締約国において行われたもの